



目 次	ページ
告 示	
○保安林の指定の予定 (治山林道課)	1
○保安林の解除 (2件) ()	1
○基本測量の実施の通知 (用地対策課)	1
◎告示 (建設省所管海岸保全区域の指定)の一部改正 (港湾・海岸課)	1
公 告	
○土地改良区の解散の認可 (農業基盤課)	2
監査公表	
○定期監査の執行結果 (総務事務センターほか)	2
入札公告	
○一般競争入札 (IC免許証記載事項追記装置の借入れ)の公告 (警察本部会計課)	6

告 示

高知県告示第569号
 次の森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。
 平成26年10月10日
 高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
高岡郡中土佐町久礼字指川山7454、7455の1、7455の76、7455の77
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び中土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）
高知県告示第570号
 次の保安林を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成26年10月10日
 高知県知事 尾崎 正直

- 解除に係る保安林の所在場所
安芸郡東洋町白浜字白浜88の21（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び東洋町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第571号
 次の保安林を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成26年10月10日
 高知県知事 尾崎 正直

- 解除に係る保安林の所在場所
吾川郡いの町長澤字アト194の6
- 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第572号
 国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を平成26年9月29日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成26年10月10日
 高知県知事 尾崎 正直

- 作業種類
基本測量（地理識別子整備業務）
- 作業期間
平成26年11月17日から平成27年2月4日まで
- 作業地域
高岡郡四万十町

高知県告示第573号
 昭和55年4月高知県告示第222号（建設省所管海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成26年10月10日
 高知県知事 尾崎 正直

田条海岸を次のように改める。
 田条海岸

1 基準点

- 須崎市浦ノ内灰方字茅畦1153番7地先に設けた点（基準^{ひょう}点）を基準点1とする。
- 基準点1から方位角44度53分19秒156.271メートルの点（基準^{ひょう}点）を基準点2とする。
- 基準点2から方位角318度18分17秒145.258メートルの点（基準^{ひょう}点）を基準点3とする。
- 基準点3から方位角334度01分39秒81.531メートルの点（基準^{ひょう}点）を基準点4とする。
- 基準点4から方位角353度55分05秒38.867メートルの点（基準^{ひょう}点）を基準点5とする。
- 基準点5から方位角31度38分43秒147.706メートルの点（基準^{ひょう}点）を基準点6とする。
- 基準点6から方位角337度01分47秒106.243メートルの点（基準^{ひょう}点）を基準点7とする。
- 基準点7から方位角9度29分09秒94.531メートルの点（基準^{ひょう}点）を基準点8とする。
- 基準点8から方位角32度28分55秒70.029メートルの点（基準^{ひょう}点）を基準点9とする。

2 補助点

- 基準点1から基準点9までの間の海上にA^ゝからF^ゝまでを設定する。
- 基準点1から基準点9までの間の陸側は、A及びBの間は防波堤裏を境界とし、CからC-5までの間は海岸施設から約17メートルを境界とし、C-6からC-8までの間は海岸施設から約8.4メートルを境界とし、D及びD-1の間は海岸施設から約9.4メートルを境界とし、D-2からE-3までの間は防波堤裏を境界とし、AからE-3までを設定する。
- 各補助点の位置は、次に掲げるとおりとする。
 - A^ゝ 基準点1から方位角239度53分10秒49.021メートルの点
 - D^ゝ 基準点5から方位角269度40分20秒44.740メートルの点
 - E^ゝ 基準点7から方位角285度06分47秒49.772メートルの点
 - F^ゝ 基準点9から方位角295度20分41秒50.000メートルの点
 - A 基準点1から方位角148度12分08秒8.508メートルの点
 - B 基準点1から方位角56度21分57秒131.658メートルの点

- C 基準点2から方位角5度08分34秒30.121メートルの点
- C-1 基準点2から方位角319度54分14秒59.318メートルの点
- C-2 基準点2から方位角322度38分42秒88.211メートルの点
- C-3 基準点2から方位角321度27分30秒97.027メートルの点
- C-4 基準点2から方位角310度03分33秒149.398メートルの点
- C-5 基準点2から方位角315度30分17秒140.268メートルの点
- C-6 基準点3から方位角67度31分02秒13.915メートルの点
- C-7 基準点3から方位角3度08分57秒70.062メートルの点
- C-8 基準点4から方位角354度29分57秒5.331メートルの点
- D 基準点5から方位角80度17分24秒5.324メートルの点
- D-1 基準点5から方位角52度39分54秒45.692メートルの点
- D-2 基準点5から方位角39度20分13秒122.572メートルの点
- D-3 基準点5から方位角33度32分22秒142.629メートルの点
- E 基準点7から方位角11度38分53秒8.643メートルの点
- E-1 基準点7から方位角26度16分23秒49.674メートルの点
- E-2 基準点8から方位角241度27分27秒3.097メートルの点
- E-3 基準点8から方位角357度16分50秒8.663メートルの点

3 区域

A、A´からF´まで、基準点9及びE-3からAまでの各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、山田北部土地改良区の解散を平成26年9月29日に認可した。

平成26年10月10日

高知県知事 尾崎 正直

監 査 公 表

監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成26年10月10日

高知県監査委員	溝渕 健夫
同	佐竹 紀夫
同	坂田 和子
同	朝日 満夫

第1 監査の実施

平成26年度の監査対象機関236機関のうち107機関に対して、平成26年7月30日から同年9月5日まで定期監査を実施した。

部局名	対象機関数	実施済機関数	今回実施機関数
知事部局	149機関	39機関	90機関
教育委員会	64機関	15機関	12機関
警察本部	15機関	3機関	1機関
公営企業局	4機関	4機関	—
その他の機関	4機関	—	4機関
計	236機関	61機関	107機関

第2 監査の結果及び意見

1 総括

監査を実施した107機関のうち63機関において、106件の指摘事項等が認められた。指摘事項等の件数は、前年度の92件から増加しており、検討事項は11件から6件に減少しているものの、指摘事項は4件から7件に、注意事項も77件から93件に増加している。

その他の機関においては、指摘事項等に該当する事項はなく、おおむね適正に行われているものと認められた。

業務を適正かつ円滑に進めるためには、職員の財務会計等に関する知識の習得はもとより、事業の効率化に加え、管理職員も含めた各職員が日頃より業務の執行管理を行い、情報を共有することが重要と考えることから、各執行機関においては、こうした点についての点検及び検討に努められたい。

なお、事務区分別の指摘事項等については別表1、実施機関別の監査結果は別表2のとおりである。

(1) 契約事務

今年度は、契約事務を重点項目として監査を行った。その結果、入札事務の誤り、予定価格の誤り、予定価格

調書の不備、契約の遅延などのほか、遅延利息の誤り、暴力団排除措置に関する条項を定めていないなど契約書の不備が多数認められた。

また、決裁手続は、適正に行われているものの、契約書を作成する際に、仕様書の添付漏れ、契約日の記入漏れなどの誤りが複数発生していた。このことは、公印を押す際の校合及び審査が不十分であることが要因と考えられる。

契約は、契約当事者としての県庁全体の信頼に関わる重要な法律行為であることを認識し、段階的に複数でチェックするなど、適正な契約事務の執行を強く求める。

(2) 補助金事務

補助金事務については、これまでも適正化を求めてきたところであるが、今回の監査においても、要綱改正の遅れ又は交付決定の遅れにより、補助対象期間を遡及している事例が認められた。

既着手分の事業を補助事業等の対象とすることは、原則として認められていないことから、申請書の審査期間、補助事業の遂行期間等を勘案した上で、補助金の適正かつ効率的な予算執行に向けて執行管理を徹底するよう求める。

(3) 情報管理

記録媒体（USB等）の管理について、毎月の確認等が徹底されていないところがあった。情報の管理については、県民の関心も高く、より一層厳正な管理を求める。

(4) その他

今回の監査において、いわゆる「消せるボールペン」を使用して会計書類その他の公文書を作成した事例が散見された。この筆記具は、改ざんが容易な上、室温変化で退色の可能性があることから、公文書への使用は、不適切であり、今後このようなことがないように周知徹底を求める。

2 指摘事項

指摘事項の対象機関及び具体的な内容は、次のとおりである。

(1) 総務事務センター（契約事務）

文具類の平成26年度単価契約において、作成した予定価格調書を封書にしていなかった。

(2) 危機管理・防災課（収入事務）

平成26年度の高知県防災行政無線室戸中継局舎の目的外使用料について、収入調定を行っていなかった。

(3) 食品・衛生課（収入事務）

小動物管理センターの運営費用について、高知市と費

用負担の協定を締結しているが、平成25年度に購入した動物保護収容車について、協定に基づく負担金を徴収していなかった。

(4) 財政課（支出事務）

平成25年度に印刷したパンフレットについて、配付後に内容の誤りに気付き、再印刷を行っていた。

(5) 医療政策課（支出事務）

平成24年度に開催した高知県救急医療協議会の委員報酬及び旅費に関する支出事務を失念し、平成25年度予算で支払っていた。

(6) 経営支援課（支出事務）

平成25年度に開催した高知県大規模小売店舗立地審議会の委員報酬に関する支出事務を失念し、平成26年度予算で支払っていた。

(7) 生涯学習課（支出事務）

平成25年3月及び4月分の水道料金について、支払を失念したため、督促手数料を支払っていた。

これらのことは、いずれも地方自治法（昭和22年法律第67号）をはじめとする財務に関する法令等に反する不適正な事務処理である。指摘を受けた機関においては、今後このようなことのないよう適正な事務の執行を強く求める。

別表1（事務区分別）

指摘

区分	件数	主な内容
契約事務	1	予定価格調書の未封入
収入事務	2	調定の漏れ及び調定金額の誤り
支出事務	4	支払の遅延及び不経済な支出
計	7	

注意

区分	件数	主な内容
契約事務	49	契約書等の不備（遅延利息の誤り、仕様書等の添付漏れ及び契約日の記入漏れ）、入札事務の誤り、予定価格の誤り、契約の遅延、契約保証金の還付漏れ 等
収入事務	6	調定の遅延、収納現金の払込遅延 等
支出事務	22	検認の誤り、経費支出何の作成漏れ、交付決定事務の遅延、実績報告書の提出遅延 等
財産・物品管理	3	物品の亡失、郵便切手類等出納簿の作成漏れ 等
給与・旅費支給事務	9	旅費の調整漏れ、通勤手当の支給誤り 等
庶務関係事務	4	自家用車の登録漏れ、不適切な筆記具の使用 等
計	93	

検討

区分	件数	主な内容
収入事務	1	土地貸付料における消費税の取扱い
支出事務	4	補助金交付要綱の整備
給与・旅費支給事務	1	旅費の戻入処理
計	6	

別表2（実施機関別）

【 】：特別指撥件数で内数、（ ）：指撥件数で内数

機関名	事務区分									委員監査日 (書面監査日)
	契約	収入	支出	財産・物品	服務	給与・旅費	庶務	検討	計	
総務部										
秘書課										平成26年8月21日
政策企画課				1			1		2	平成26年8月21日
広報広聴課	2		1						3	平成26年8月21日
文書情報課										平成26年8月21日
法務課										平成26年8月25日
行政管理課										平成26年8月21日
人事課										平成26年8月21日
職員厚生課										平成26年8月21日
財政課			1 (1)						1 (1)	平成26年8月25日
税務課		1							1	平成26年8月25日
市町村振興課	1	1	1						3	平成26年8月25日
統計課			2						2	平成26年8月25日
管財課	2								2	平成26年8月21日
危機管理部										
危機管理・防災課	1	1 (1)							2 (1)	平成26年9月5日
南海トラフ地震対策課										平成26年8月29日
消防政策課	1		1						2	平成26年9月5日
健康政策部										
健康長寿政策課	2								2	平成26年7月30日
医療政策課	1		1 (1)					1	3 (1)	平成26年7月30日
医師確保・育成支援課										平成26年7月30日
医事業務課	1	1							2	平成26年7月30日
国保指導課	1								1	平成26年7月30日
健康対策課								1	1	平成26年7月31日
食品・衛生課		1 (1)							1 (1)	平成26年7月30日
地域福祉部										
地域福祉政策課										平成26年7月31日
高齢者福祉課	1								1	平成26年7月31日
障害保健福祉課	1		1						2	平成26年7月31日
児童家庭課		1							1	平成26年7月31日
少子対策課			1						1	平成26年8月1日
福祉指導課										平成26年8月1日
文化生活部										
文化推進課	2								2	平成26年8月1日
国際交流課		1							1	平成26年8月1日
まんがコンテンツ課										平成26年8月7日
県民生活・男女共同参画課			1						1	平成26年8月1日

【 】：特別指撥件数で内数、（ ）：指撥件数で内数

機関名	事務区分									委員監査日 (書面監査日)
	契約	収入	支出	財産・物品	服務	給与・旅費	庶務	検討	計	
私学・大学支援課	2								2	平成26年8月7日
人権課										平成26年8月4日
情報政策課	2							1	3	平成26年8月1日
産業振興推進部										
計画推進課										平成26年8月1日
地産地消・外商課	1								1	平成26年8月1日
移住促進課										平成26年8月4日
中山間地域対策課	1							1	2	平成26年8月20日
鳥獣対策課	1								1	平成26年8月20日
交通運輸政策課			1						1	平成26年8月4日
商工労働部										
商工政策課			1			1			2	平成26年8月4日
工業振興課	1		1			1			3	平成26年8月4日
新産業推進課						1			1	平成26年8月4日
経営支援課			1 (1)						1 (1)	平成26年8月4日
企業立地課	1		1			1			3	平成26年8月8日
雇用労働政策課			1						1	平成26年8月8日
観光振興部										
観光政策課	1					1	1		3	平成26年7月31日
地域観光課	2								2	平成26年7月31日
おもてなし課										平成26年7月31日
農業振興部										
農業政策課										平成26年8月7日
農地・担い手対策課	1								1	平成26年8月7日
協同組合指導課	1			1					2	平成26年8月7日
環境農業推進課										平成26年8月7日
産地・流通支援課										平成26年8月8日
地域農業推進課										平成26年8月8日
畜産振興課										平成26年8月8日
農業基盤課	2								2	平成26年8月8日
競馬対策課										平成26年8月13日
林業振興・環境部										
林業環境政策課			1						1	平成26年8月8日
森づくり推進課	1								1	平成26年8月8日
木材増産推進課										平成26年8月8日
木材産業課			1						1	平成26年8月8日
木材利用推進課										平成26年8月13日
治山林道課										平成26年8月13日
新エネルギー推進課										平成26年8月13日
環境共生課	1								1	平成26年8月13日

【 】：特別指摘件数で内数、（ ）：指摘件数で内数

機関名	事務区分									委員監査日 (書面監査日)
	契約	収入	支出	財産・物品	服務	給与・旅費	庶務	検討	計	
環境対策課	1								1	平成26年8月15日
水産振興部										
水産政策課										平成26年8月13日
漁業管理課										平成26年8月13日
漁業振興課										平成26年8月13日
合併・流通支援課						1			1	平成26年8月13日
漁港漁場課			1						1	平成26年8月13日
土木部										
土木企画課										平成26年8月14日
建設管理課										平成26年8月14日
建設検査課										平成26年8月14日
用地対策課										平成26年8月14日
河川課	1						1		2	平成26年8月15日
防災砂防課										平成26年8月15日
道路課										平成26年8月15日
都市計画課										平成26年8月15日
公園下水道課	1								1	平成26年8月15日
住宅課			1						1	平成26年8月15日
建築指導課	2								2	平成26年8月19日
建築課										平成26年8月19日
港湾振興課	1								1	平成26年8月19日
港湾・海岸課						1		1	2	平成26年8月19日
会計管理局										
会計管理課										平成26年8月25日
総務事務センター	4 (1)							1	5 (1)	平成26年8月25日
教育委員会										
教育政策課							1		1	平成26年8月14日
教職員・福利課		1							1	平成26年8月14日
学校安全対策課	1								1	平成26年8月14日
幼保支援課			1						1	平成26年8月14日
小中学校課	1		1			1			3	平成26年8月15日
高等学校課			1						1	平成26年8月19日
特別支援教育課										平成26年8月19日
生涯学習課			1 (1)						1 (1)	平成26年8月19日
新図書館整備課										平成26年8月19日
文化財課	2								2	平成26年8月19日
スポーツ健康教育課										平成26年8月15日
人権教育課			1	1					2	平成26年8月19日
委員会等										
議会事務局										平成26年8月25日

【 】：特別指摘件数で内数、（ ）：指摘件数で内数

機関名	事務区分									委員監査日 (書面監査日)
	契約	収入	支出	財産・物品	服務	給与・旅費	庶務	検討	計	
監査委員事務局										平成26年8月22日
人事委員会事務局										平成26年8月21日
労働委員会事務局										平成26年8月21日
警察本部	2		1			1			4	平成26年8月22日
	50 (1)	8 (2)	26 (4)	3	0	9	4	6	106 (7)	

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年10月10日

高知県警察本部長 國枝 治男

1 入札に付する事項

(1) 借入物品の名称及び数量

IC免許証記載事項追記装置 一式

(2) 借入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 借入物品の借入期間

平成27年2月1日から平成32年1月31日まで

(4) 借入物品の納入場所

高知県警察本部交通部運転免許センターが指定する場所

(5) 入札方法

ア 入札金額は、この入札公告に示した借入物品の借入期間の賃貸借料（保守料金を含む。）の月額を入札書に記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 高知県における「平成24～26年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。

(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成24年度から平成26年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成23年9月高知県告示第625号。以下「告

示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと及び告示第1の2の(9)に該当しないこと。

(5) 入札説明書に示した借入物品の要求仕様に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明し、かつ、契約を完全に履行する業務の実施体制及び能力を備えている者であること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-8544

高知市丸ノ内二丁目4-30

高知県警察本部警務部会計課用度係

電話番号088-826-0110（内線2252）

(2) 入札説明書の交付方法

平成26年10月10日（金）から同年11月14日（金）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成26年11月28日（金）午後1時30分

郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成26年11月26日（水）午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。

イ 場所

高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部1階 102会議室

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した借入物品の機能等証明書及び当該借入物品を納入することができることを証明する書類を平成26年11月14日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出しなければならない。また、開札の日までの間において、高知県警察本部長から当該

書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法等

規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 資格審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成26年11月5日（水）午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

(9) 関連情報入手するための照会窓口

3の(1)に同じ。

(10) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:
Apparatus to add information to IC-chip driver's licenses 1 set

(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Friday 14 November 2014

(3) Date and time for tender (by hand): 1:30 P.M. on Friday 28 November 2014

(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Wednesday 26 November 2014

- (5) Contact: Accounting Division, Department of Police Administration, Kochi Prefectural Police Headquarters, 2-4-30 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8544 Japan
Tel: 088-826-0110 (ext. 2252)
- (6) Others: As in the tender documentation